特定利用港湾に関する京都府からの追加確認事項と国からの回答

１．平素及び緊急時等における港湾利用について

①特定利用港湾の枠組みにより、平素において従前の港湾利用と異なる点について

・京都舞鶴港が「特定利用港湾」となった場合、自衛隊・海上保安庁による平素の港湾利用において、従前と異なる点をお示しいただきたい。

（答）

○　従前と異なる主な点は、以下のとおりです。

【従前と異なる主な点】

・自衛隊・海上保安庁の主要な訓練等の情報が、可能な限り港湾管理者にあらかじめ示され、意見交換が行われること。

・港湾管理者、防衛省、海上保安庁及び国土交通省による連絡・調整体制が設けられ、意見交換や情報共有の場が基本的に年１回以上開催されること。

②特定利用港湾の枠組みにより、平素ではない場合（緊急時等）において生じる事象について

・京都舞鶴港が「特定利用港湾」となった場合、自衛隊・海上保安庁による平素でない場合（緊急時等）の港湾利用として想定される内容をお示しいただきたい。

（答）

○　この取組は、平素における港湾の利用を対象としたものであり、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。

○　その上で、本取組においては、「緊急の高い場合」として、自衛隊・海上保安庁の船舶に不測事態が発生し、安全を確保する必要がある場合、災害時において救援部隊の派遣が必要な場合や弾道ミサイル対処を想定しています。

２．漁業・港湾事業者及び地域住民への影響について

①漁業への影響について

・舞鶴港の港湾区域内には漁港があり、共同漁業権や、区画漁業権が設定されており、漁業が操業されている。漁業の操業に影響が生じないように、自衛隊・海上保安庁の訓練等の実施時期や、実施箇所（船舶の係留箇所等）については、漁業関係者の意向を十分に考慮いただけるか。

（答）

○　「特定利用港湾」において設けられる「円滑な利用に関する枠組み」の中で、実施時期や場所について港湾管理者とご相談させていただき、漁業関係者へ影響が生じないよう調整させていただければと考えています。

②係留する漁船への影響について

・自衛隊・海上保安庁の訓練場所が、漁船の平時係留場所と重複する場合、漁船の移動が必要となるが、燃料費、人件費、代替の係船場所の確保については、国の方で対応をいただけるのか。

（答）

○　「特定利用港湾」において設けられる「円滑な利用に関する枠組み」の中で、訓練場所などについても港湾管理者とご相談させていただき、漁業関係者へ影響が生じないよう調整させていただければと考えています。

③訓練における港湾荷役事業者への影響について

・特定利用港湾の枠組みに基づき、自衛隊の艦船については、部隊の搭載・卸下のための訓練を実施することが想定されているが、舞鶴港で平時より港湾荷役を行う事業者に対して、当該訓練の参加が求められることはあるのか。

（答）

○　港湾での訓練においては、これまでと同様、荷役等を自前で行う場合もあれば、事業者への委託契約を行い、事業者に荷役をしてもらう場合もあります。

○　このため、「特定利用港湾」であっても、事業者の対応が変わることはありません。

④平素及び緊急時等における地域住民への影響

・平素の訓練や緊急時対応が生じることに伴い、港湾周辺の住民の日々の暮らし（騒音、車両の通行、臨港道路及び緑地等の利用の制限等）に、どのような影響が生じることが想定されるか。

（答）

○　京都舞鶴港における訓練や緊急時の対応については、現時点で具体的にどのような利用になるのか一概にお答えすることは困難です。

○　その上で、国としては、平素の訓練や、緊急時対応にあっても、関連する法令に則り、安全に十分配慮するとともに、港湾周辺の住民の生活に及ぼす影響が最小限となるよう努めます。

３．訓練情報等の提供・公表について

①関係者への訓練情報等の提供・公表について

・国から港湾管理者に対して示された訓練等の情報について、必要な範囲で公表することは可能か。可能である場合、留意すべき事項をお示しいただきたい。

（答）

○　訓練等に関する情報の提供や公表については、訓練等の内容や情報の性質を踏まえ、公表の可否や範囲も含め、個別に調整させていただくことになります。